

会 員 各 位

一般社団法人白井工業団地協議会
代表理事 野水俊夫

「安全衛生推進者養成講習」のご案内について

当協議会では従業員の資質向上及び労働災害等をなくすため、各種の技能講習会を実施しています。

今回の「安全衛生推進者」は、安全衛生法の規定により、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業所、営業所や工場などの事業場では、「安全衛生推進者」または「安全衛生推進者養成講習」を修了した者から選任することが義務付けられております。（労働安全衛生法第12条の2、労働安全衛生規則第12条の2、3及び、平成21年3月30日の厚生労働省告示第132号による。）

ついでには安全衛生管理の向上を図るため、(公社)千葉県労働基準協会連合会及び(一社)船橋労働基準協会のご協力を得て「安全衛生推進者養成講習」を実施することとしました。

この機会に是非、受講されるようご案内いたします。

記

- 1 受講対象者 常時10名以上50名未満の労働者を使用する事業所で、安全衛生推進者として選任することが予定されている者
- 2 講習日時 第1日目 7月 8日(水) 9:00~17:10
第2日目 7月 9日(木) 9:00~12:10
(各日 10分前にはお集まりください。)
- 3 会 場 白井市公民センター(白井市中98-17)
- 4 受講料 19,500円(講師料・テキスト・会場費・昼食、お茶代
2日間・諸経費・消費税)
* 会員外はプラス2,000円
- 5 締 切 日 6月16日(火) 15時まで
* 締切以降のキャンセルにつきましては、ご返金は出来かねますのでご了承ください。
- 6 定 員 15名(10名に満たない場合中止となる場合がございますのでご了承ください。)



- 7 申込方法 ① 別紙申込書
(電話番号及びFAX番号は必ずご記入ください。)
- ② 住所記載の身分確認証明書
(運転免許証又は健康保険証等)
- 以上、①、②及び受講料を添えて締切日までに事務局へお申込みください。
- 8 持参する物 筆記用具
- 9 講習科目 ①安全衛生推進者の役割と職務 ②労働災害の原因調査と再発防止対策 ③危険性又は有害性等の調査及びその結果に対する措置 ④作業環境管理及び作業管理 ⑤安全衛生教育 ⑥安全衛生関係法令 ⑦健康の保持増進対策
- * 修了者には修了証を交付します。

◎受講できなくなった場合、以下のいずれかのお手続きをお願いいたします。

【受講者変更】 事前に電話連絡

【受講日変更】 講習日前日 7月7日(火) 15:00までに電話連絡

【キャンセル】 6月21日(月) 15時まで

* 電話で連絡のうえ、欠席連絡票をFAXしてください。
返金希望の方は返金依頼書もFAXしてください。

*** 6月21日(月) 15時を過ぎてからのキャンセルは無効となり、受講料の返金ができなくなりますのでご注意ください。**

*** 注意事項 ***

- ◎ 講習会当日においては、検温、消毒、マスクの着用をお願い致します。
- ◎ 新型コロナウイルス感染症の感染予防は、各自での対応もされるようお願い致します。(発熱、倦怠感、味覚障害などの自覚症状がある場合は、出席を自粛されるようお願い致します。)

ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。

一般社団法人 白井工業団地協議会
事務局 担当：塚原
市中98-17 (白井市公民センター内)
TEL：047-491-0224
FAX：047-491-0222